

神戸市監査委員 細 川 明 子
同 大 澤 和 士
同 福 本 富 夫
同 山 下 てんせい

包括外部監査の結果に関する意見について

神戸市包括外部監査人から提出があった令和7年度の監査の結果に関し、地方自治法第252条の38第4項の規定による意見を決定したので、下記のとおり提出します。

記

令和7年度の包括外部監査では、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進をテーマに監査が行われた。

地域包括ケアシステムの進展は、誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指し、市民生活の安寧に大きく寄与するものである。

しかしながら、超高齢社会は今後とも進展し財政の拡大が継続していくことは避けられず、社会福祉の分野においても絶えず実態の把握に努め、効果検証に取り組むことが不可欠であり、不断の努力が地域包括ケアシステムの安定につながると思われる。

昨今、デジタル技術の急速な発展が地域包括ケアシステムの分野においても活用の範囲を拡大させていく。そこで、既存のしくみを活用することに加え、先進的な事例の研究を深め、新たなデジタル技術の導入等により、効果検証の深化が期待されるところであり、確かなエビデンスに基づく、より効果的・効率的な事業を推進していくことを強く希求する。

以上